

第 6 号

松本市いじめ問題対策調査委員会条例

(趣旨)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、松本市いじめ問題対策調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第 2 条第 1 項に規定するいじめをいう。
- (2) 学校 松本市立小学校、中学校条例（昭和 39 年条例第 38 号）に規定する小学校及び中学校をいう。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) いじめ防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

2 委員会は、いじめ防止等のために必要な事項について、教育委員会に対し意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 有識者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第3条第1項第2号の調査において、委員のうちに重大事態に直接関係すると委員長が認める者があるときは、当該委員は会議に出席することができない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者(前項の規定により委員として出席できないものを含む。)の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(調査活動)

第8条 委員会は、第3条第1項第2号の調査に関する活動(以下「調査活動」という。)を行うに当たっては、学校のほか、保護者その他の関係者から事情を聴取することができる。

2 委員会は、調査活動に必要な資料、データ等について、学校に提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。